

「子ども・若者支援に関する総合的な計画」 の策定に向けた参考資料

平成29年(2017年)11月

長野県

○平成29年度末に計画期間が満了する計画

■長野県子育て支援戦略

市町村と県の協働による子育て支援、みんなで支える子育て安心県の構築

■長野県次世代サポートプラン

困難を有する子ども・若者の支援、有害な社会環境の排除

■ながの子ども・子育て応援総合計画

結婚、出産、育児、教育、就業等、ライフステージ全般にわたる切れ目ない支援

■長野県子どもの貧困対策推進計画

家庭養育の補完、教育費の負担軽減、アウトリーチ型支援等

➔「子ども・若者支援に関する総合的な計画」の策定

上記戦略・計画の見直しを市町村との協働及び官民協働で行い、
県民ニーズに対応した実効性のある一体的な計画を策定する。

☆ 現行の子ども・若者支援に関する計画の概要



しあわせ信州

「長野県子育て支援戦略」(H27年度～29年度)

県と市町村が連携した子育て支援策の方向性

4つの柱	主な取組
1 子育てに伴う経済的負担の軽減	第3子以降の保育料軽減・子ども医療費の助成範囲の拡大
2 子育てと仕事の両立	企業における多様な働き方の導入促進
3 子育ての孤立化の防止	「信州母子保健推進センター」の設置
4 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援	「子ども支援センター」の設置

「次世代サポートプラン」(H25年度～29年度)

基本理念

全ての子どもと若者たちに“出番と居場所”を、そして“自信と夢”を

目指す姿

- 全ての子ども・若者が健やかに育つことができる
 - ・ 一人ひとりが能力を伸ばして生き生きと生活している
 - ・ 自ら考え、人に感謝し、人との関わりを通して、心身が健やかに成長し、健康が保たれている
 - ・ 自立した社会生活を送っている
 - ・ 子ども・若者が健やかに成長できる環境が整っている
- 支援を必要とする子ども・若者を支えることができる
 - ・ 支援が必要な子ども・若者に対し、相談から自立に至るまで切れ目なく支援できる体制が整っている
 - ・ ニーズに応じた豊富な支援が提供できる支援団体と人材が育っている
 - ・ 地域の中で、支援を必要とする子ども・若者を支える意識が育まれている

重点的な取組み

- 自己肯定感・自己効力感を育むための支援
- 地域と家庭の連携による社会参加・社会形成への導き
- 若年者の就業等の改善へ向けた支援
- 有害な社会環境の排除
- 一人ひとりの発達の特性を受け止め共に育つ社会の実現

- 支援を必要とする子ども・若者の社会参加・社会形成
- 地域における支援ネットワークの構築
- 支援を行うNPO等と人材の育成

「ながの子ども・子育て応援総合計画」 (H27年度～29年度)

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

基本目標

みんなで支える「子育て安心県ながの」

7つの安心

- 1 若者が結婚や家庭に希望が持てる「安心」
- 2 出産・育児を支える保健医療体制の「安心」
- 3 地域の助け合いにより子育てができる「安心」
- 4 子育てしながら働くことができる「安心」
- 5 子どもがいきいきと健やかに育つ「安心」
- 6 特別な支援を必要とする子どもや家庭の「安心」
- 7 ライフステージを通じた支えのある「安心」

ライフステージ

施策展開

結婚支援	結婚を希望する方への支援、若者が安心して家庭を持てるための支援
妊娠・出産支援	安心して子どもを産むことができる環境づくり、母と子の健康づくりへの支援
育児支援	子育て家庭に対する相談体制の充実と経済的支援、多様なニーズに応じた保育サービス等の提供
子育てと仕事の両立支援	子育てしやすい職場環境への取組支援
子育て・子育て支援	子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実、学校・家庭・地域の連携による教育環境の充実、子育てにやさしい安全・安心な生活環境の整備
困難を抱える子どもの支援	子どもの貧困対策の推進、様々な困難を抱える子どもや家庭への支援
みんなで取り組む支援	結婚、妊娠、出産、育児を社会全体で支援する環境づくり

「長野県子どもの貧困対策推進計画」 (H28年度～29年度)

子どもの貧困対策に特化した計画

基本目標

生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが夢と希望を持って成長する長野県を目指して

あるべき姿と総合的な施策展開

- 1 すべての子どもが安心して過ごすことができる
 - ◇保護者の自立・就労支援と養育環境の整備
 - ◇子ども・家庭への支援
- 2 すべての子どもが学びたいことを学ぶことができる
 - ◇教育に伴う経済的負担の軽減
 - ◇貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり
 - ◇子どもの未来を切り拓く多様な教育の充実
- 3 すべての子どもが多様な自立を実現できる
 - ◇子どもの自立と就労への支援

重点的な取組み

家庭養育補完の仕組みづくり (子どもの居場所づくり等)

学びの支援 (奨学金制度の充実等)

要支援家庭の孤立化の防止 (スクールソーシャルワーカーの拡充等)

☆子育て支援戦略の主な進捗状況

概ね順調に進捗



しあわせ信州

区 分		戦略上の施策の方向性	進捗状況	
経済的負担の軽減	多子世帯支援の充実	市町村が行う第3子以降の保育料の負担軽減を新たに支援します。	○ 実施済	平成27年度から支援開始
		ながの子育て家庭優待パスポートの多子世帯向け優遇サービスを創設します。	○ 実施済	平成27年10月からサービス開始
	医療費支援の拡大	乳幼児等医療費助成制度のうち、入院の対象者を小3から中卒までに拡大します。	○ 実施済	平成27年4月から中卒までに拡大
子育てと仕事の両立支援	子どもの居場所の充実	病児・病後児保育を県内すべての広域圏で受けられるようにします。	◇ 取組中	全広域圏で対応可、利用可能市町村67.5%→76.6%（ファミリーサポートセンターを含む）
	人材の確保等	保育人材の確保のため、県内保育士養成校新卒者が県内で就職できるよう支援を充実します。	◇ 取組中	平成28年度から保育士養成校の学生に修学資金の貸付開始
	企業等と連携した両立支援	従業員の子育て支援を応援するモデルとなる企業の認証により、従業員の働く環境を整えます。	○ 実施済	平成27年7月から「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度開始
子育ての孤立化の防止	母子保健サービスの充実	子育て中の家庭が、妊娠から子育てまで一貫してきめ細かに相談や支援が受けられる体制づくりを推進します。	◇ 取組中	平成27年度から信州母子保健推進センターを設置、平成28年度から母子保健推進員を配置
	産後ケアの充実	産後1か月以内にすべての家庭を保健師等が訪問できるよう、市町村の技術向上を支援します。	◇ 取組中	平成28年度から産後ケアアドバイザー派遣により、市町村の産後ケアの取組推進（2年間予定）
困難を抱える子ども等への支援	相談できる場づくり	子ども支援センター（仮称）を設置し、相談・救済の仕組みを確立します。	○ 実施済	平成27年4月に子ども支援センターを設置
	挑戦できる社会づくり	学習が遅れがちな中学生等を対象とした原則無料の学習サポートを実施します。	◇ 取組中	16市町村、22か所で地域未来塾を実施

☆ 「信州ならではの魅力ある子育て環境づくり」



しあわせ信州

▶若い人たちが安心して子どもを持ち、育てられる環境づくりに取り組んでいます。

子育てに伴う経済的負担の軽減

多
子
世
帯
支
援

- ◆多子世帯の保育料軽減
- ◆多子世帯への県営住宅の優先入居
- ◆子どもに係る福祉医療制度の充実
 - ・費用負担が大きい入院について「中学校卒業」まで助成
 - ・障がい児（年度末年齢18歳以下）の医療費助成について、所得制限を廃止
- ◆「多子世帯向けプレミアムパスポート」の発行
- ・協賛店舗によるサービスの提供

子育てと仕事の両立支援

企
業
と
の
連
携

- ◆いざという時の子どもの居場所の充実
 - ・ファミリーサポートセンターへの支援
 - ・放課後児童クラブ・放課後こども教室への支援
- ◆子育て支援に関わる人材等の確保・育成
 - ・保育士等の確保・資質向上、子育て支援員の育成
- ◆企業等と連携した子育てと仕事の両立支援
 - ・多様な働き方の導入・職場環境の改善に取り組む企業の認証【アドバンスカンパニー認証】
 - ・イクボス・温かボス（あったかボス）の普及
- ◆女性の就業支援
 - ・就業相談、経験者等との交流会による就業継続支援

子育ての孤立化の防止

- ◆母子保健サービスの充実
 - ・母子保健推進センターの機能強化【妊娠から子育てまでの一貫した支援】
- ◆産後ケアの充実
 - ・乳児家庭全戸訪問
- ◆スクールソーシャルワーカーの拡充
- ◆児童相談所の体制強化
 - ・児童相談所広域支援センターの設置【虐待への相談対応の強化】

寄り添い、アウトリーチ
(訪問型) 支援

困難を抱える子どもや 家庭への支援

- ◆ひとり親家庭への支援
 - ・子どもの居場所づくり【食事提供や学習支援】
 - ・資格取得支援、学習支援、就職相談
- ◆悩みを抱える子どもや保護者への支援
 - ・「子ども支援センター」【相談窓口の設置】
- ◆経済的な理由で大学等への進学が困難な学生への支援【奨学給付金】
- ◆児童養護施設の生活・養育環境の改善等
- ◆子どもの個性を伸ばす教育【ギフテッド教育】

学びの支援・居場所づくり

様々な視点による 子育て支援の充実

- ◆市町村、NPO等が取り組む子育て支援情報の発信【専用サイトの構築】
- ◆「信州やまほいく」の取組強化
 - ・自然の中での充実した子育て（信州型自然保育）の普及
- ◆官民協働による居場所づくり支援
 - ・NPO等との連携による「学習支援」「食事の提供」「相談対応」を備えた居場所づくりの促進

子育て支援情報の発信・
自然保育・NPOとの連携

☆ 保育料に係る負担の軽減

➤市町村が行う第3子以降の保育所・幼稚園・認定こども園の保育料の負担軽減を平成27年度から県が支援しています。




多子世帯保育料減免事業

長野県では全市町村で第3子以降の保育料を同時入所によらずに軽減

子どもが同時入所すると保育料が軽減されます【全国共通】




(小学生)
(5歳)  第1子 保育料100%
(4歳)
(3歳)  第2子 保育料50%
(2歳)
(1歳)  第3子 保育料無料
(0歳)

子どもが大きくなると...

(小学生)  
(5歳)
(4歳)  第3子 保育料100%
(3歳)
(2歳)
(1歳)
(0歳)

3番目の子どもでも保育料の軽減がなくなってしまう...

【低所得世帯を除く】

(小学生)  
(5歳)
(4歳)  第3子 保育料軽減
(3歳)
(2歳)
(1歳)
(0歳)

この取組みにより、3歳以上児の保育料について、国基準比1/2以下を実現

(参考：世帯収入550万円5人家族の場合)
 <国基準> <従前の県平均> <減免事業実施後県平均>
 498,000円/年 → 300,000円/年 → 228,000円/年 (6,000円×12月=72,000円減免)

軽減額は市町村ごとに決められています



☆子どもに係る福祉医療制度の充実

経済的負担の軽減（医療費）

➤平成27年度から補助対象者を**拡大**して実施

乳幼児等医療費助成：「小学校3年生まで」→「**中学校3年生まで**」（入院のみ）

障がい者医療費助成：障がい児（18歳年度末までの者）の**所得制限廃止**

現物給付方式
の導入
(中学校卒業まで)
開始目標
H30.8診療分から

福祉医療費給付事業補助金

市町村が行う乳幼児等に対する医療費自己負担分への助成に要する経費に補助金を交付
(事業実施主体：市町村、県補助率：1/2)

子どもに係る県補助の対象者等

区分	対象者	所得制限	受給者負担金	H28実績	
				受給者数	県補助額
乳幼児等	通院：就学前 入院：中3	なし	1レセプト 500円	26万人	10億円
障がい児 (注1)	身体1～3級 知的A1～B1 精神1～2級			0.2万人	0.5億円
ひとり親家庭の子 父母のいない子 (注2)		児童扶養手 当準拠		3万人	2億円

注1) 入通院対象。ただし、精神1級は通院のみ、精神2級は自立支援医療の精神通院医療のみ対象。

注2) 18歳未満又は18歳以上20歳未満で高等学校等に在学している者が対象。

都道府県別 補助対象年齢 (乳幼児等医療費助成)

区分	入院	通院
高校卒業まで	2	2
中学校卒業まで	14	5
小学校卒業まで	7	5
小学校3年生まで	1	3
小学校就学前	21	26
5歳未満	-	1
4歳未満	1	3
3歳未満	-	1
計	46	46

都道府県別 所得制限の状況 (乳幼児等医療費助成)

なし	17
あり	29

●平成28年4月1日現在
太字は本県の状況

※新潟県は、交付金による補助のためカウントしていない

●平成28年4月1日現在。太字は本県の状況

※新潟県は、交付金による補助のためカウントしていない

➤ 県営住宅に新たに**多子世帯向けの優先枠**を創設し、住まいの確保を支援します。

多子世帯向け優先枠

○ 住まいの確保が必要な収入の少ない子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、低廉な家賃で住居を提供する県営住宅への入居を支援しています。

➤ 優先入居制度（従前からの支援）

・ 県営住宅の入居募集・入居者選考に際しては、母子・父子世帯、多子世帯、子育て世帯が優先的に入居できるように配慮をしています。

【具体的な内容】 抽選による場合には、抽選回数を2回とする倍率優遇を行う など



➤ **多子世帯向け優先枠の創設（平成27年度～）**

・ 平成27年度の入居募集から、入居を希望する多子世帯（3人以上子どもがいる世帯）が、居住環境の整った県営住宅にこれまで以上に優先的に入居できるよう、あらかじめ一定の優先枠を設けることによる募集を開始しました。

（参考）家賃の軽減に関する支援

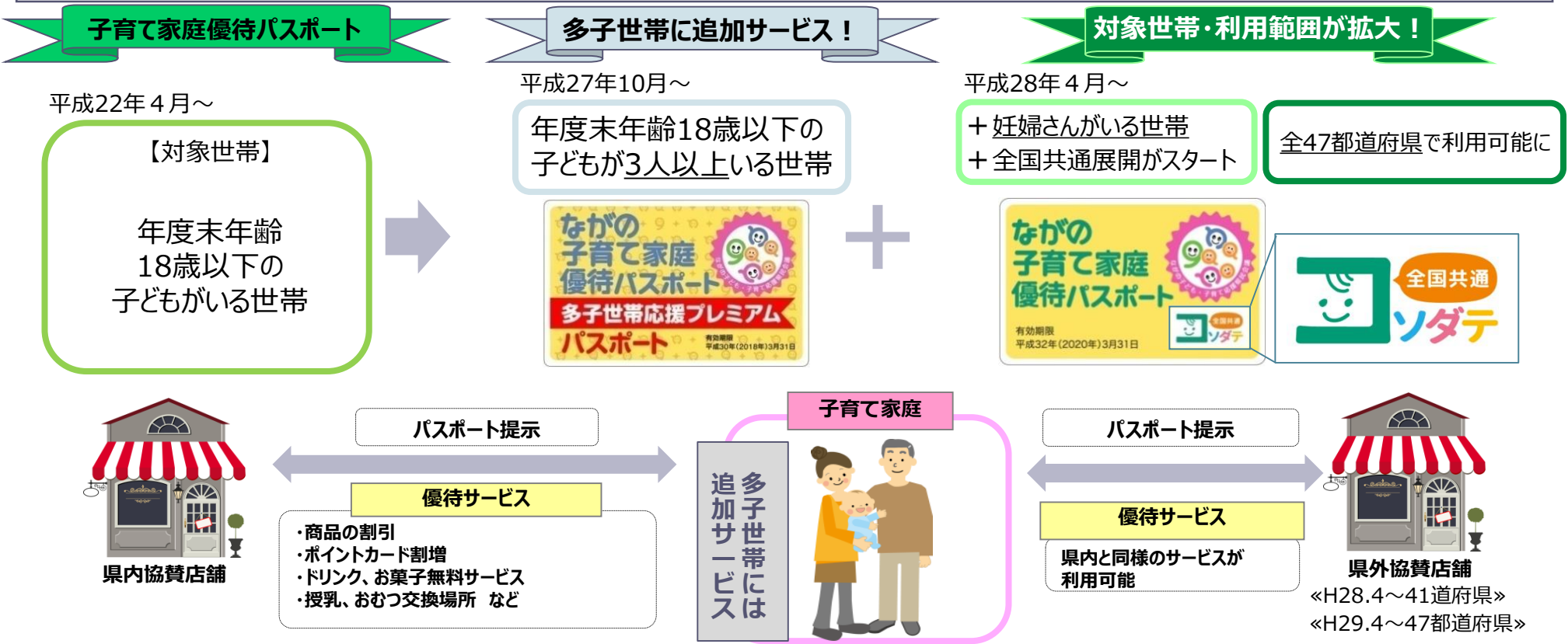
一定の収入以下の母子・父子世帯については、家賃を一定の率減免する家賃減免制度も設けています。

☆ながの子育て家庭優待パスポート事業

経済的負担の軽減（割引・サービス等）

▶子育て世帯が、買物などの際に提示すれば、割引など各種サービスを受けられる「**ながの子育て家庭優待パスポート事業**」を平成22年4月から実施しています。

▶平成27年10月からは、3人以上の子どもがいる世帯が通常の優待サービスに加えて追加サービスを受けられる「**多子世帯応援プレミアムパスポート**」を発行しました。また、平成28年4月からは「子育て支援パスポート事業」の**全国展開（長野県を含む41道府県が参加）がスタート**し、平成29年4月には「ながの子育て家庭優待パスポート」が**全47都道府県で利用可能**になりました。



【協賛店舗数】4,499店舗（平成29年5月31日現在） → 目標 5,000店舗（平成29年度）

長野県では待機児童はいない

[保育所等利用待機児童の定義]

調査日時点（4/1・10/1現在）において、保育の必要性の認定がされ、利用の申込がされているが、利用していないもの。

※ 待機児童に含めないもの。

- 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込している(H28.10 3市31人)
- 利用可能な保育所がありながら特定の保育所を希望しているために利用していない(H28.10 3市126人)
- 保育所を利用しているが転園を希望している 等

[課題1]

年度途中の申し込みに対して、あらかじめ保育士を配置しておけない

[対策]

- 年度途中の乳児受入のための保育士を年度当初において配置する民間保育所に助成

[課題2]

未満児は保育士の配置基準が高いため、多くの保育士が必要

[対策]

(新規就労者確保)

- 保育士養成施設在校生に返還免除型貸付金を貸与
- 保育士試験年2回実施

[対策]

潜在保育士復帰
人材バンク

- 復帰する潜在保育士に返還免除型貸付金（保育料の半額、就職準備金）を貸与
- 「長野県保育士人材バンク」

地域型保育

広域的・県的な情報収集・提供・マッチング体制を整備し、保育士の確保を図る

- 子ども・子育て支援新制度において、新たに市町村の認可事業とし、少人数の単位で0 - 2歳児を預かる事業を推進

- ・家庭的保育（5人以下を対象） H28 3か所（上田市・安曇野市）
- ・小規模保育（6～19人を対象） H28 5か所（長野市・上田市・東御市）
- ・事業所内保育 H28 3か所（長野市・岡谷市・諏訪市）

企業主導型保育

- 企業主導型の事業所内保育事業により、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を推進 H28 6か所（長野市・松本市・塩尻市・松川村）



☆いざという時の子どもの居場所の充実

子どもが急病、でも仕事が...

病児保育

- どうしても仕事を優先しなければならない場合の子どもの急病に備えて、お子さまをお預かりする「病児保育」に県も支援し、県内で取組が広がっています。

平成28年4月現在 病児保育利用可能市町村は
75.3% (58市町村)
となっています



- 病院・保育所でお預かり
23市町村
- ファミリー・サポート・センターでお預かり
14市町村
- 協定などで近隣市町村の病児保育でお預かり
28市町村

※複数の取組をしている市町があります

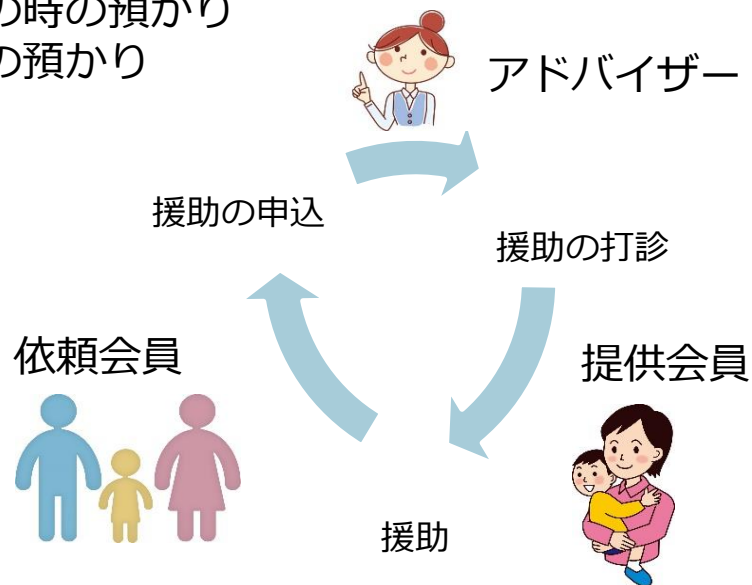
ファミリー・サポート・センター事業

- 急用・残業等で必要な時にお子さまをお預かりする「ファミリー・サポート・センター」に県も支援し、県内で取組が広がっています。

ファミリー・サポート・センター実施市町村
38市町村

提供会員2,134人 依頼会員8,097人 両方会員557人

- 活動の例
 - ・保育所までの送迎
 - ・保育所が終わってからの預かり
 - ・急用の時の預かり
 - ・病児の預かり



☆子どもの居場所の充実

共働き家庭等の児童の居場所

放課後児童クラブ

➤ 放課後や休校日等に保護者が家にいない子どもなどが、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブの設置・運営費用等を支援しています。

施設整備費

市町村が実施する「放課後児童クラブ」の創設・改築等の施設整備費について、国と県が支援します。

実施主体 市町村(社会福祉法人等への委託可)
補助率 国1/3 県1/3 市町村1/3
補助上限額 整備区分(創設・改築、改修)によって異なる
※実際の経費と上限額の低い方の額

運営費

市町村が実施する「放課後児童クラブ」の運営費、障がい児等を受け入れるための加配職員の配置及び備品購入等に対し、国と県が支援します。

実施主体 市町村(社会福祉法人等への委託可)
補助率 国1/3 県1/3 市町村1/3
補助上限額 年間開設日数、児童数により算出
※実際の経費と上限額の低い方の額



信州こどもカフェ

- 子どもの居場所づくりに意欲・関心のある人たちの出会いの場の構築(圏域ごとに「地域プラットフォーム」を構築)
- プラットフォームを活用して、地域の実情に応じた一場所多役の子どもの居場所の創設
 - ・・・学習支援、食事提供、相談対応、子ども服や学用品のリユース等



- ① 意欲や関心のある個人・団体の出会いの場
- ② カフェ開設の課題解決(会場確保、地元との調整等)
- ③ 参加者の役割分担、連携体制等の決定
- ④ 支援を必要とする子どもへの周知、取組の情報発信

☆子どもの居場所の充実・中学生等への学習支援 【放課後子ども教室・地域未来塾】

放課後等の児童の居場所・学習支援

▶ **地域の方々の協力**を得ながら**市町村**が行う、子どもたちが健やかに育まれる**放課後や週末等の居場所づくり**や学習支援の取組を県で支援しています。

▶ **市町村**が、地域の教員OBや大学生等の協力を得て、学習が遅れがちな**中学生等を対象**に行う**原則無料の学習支援活動**を、平成27年度から県で支援しています。

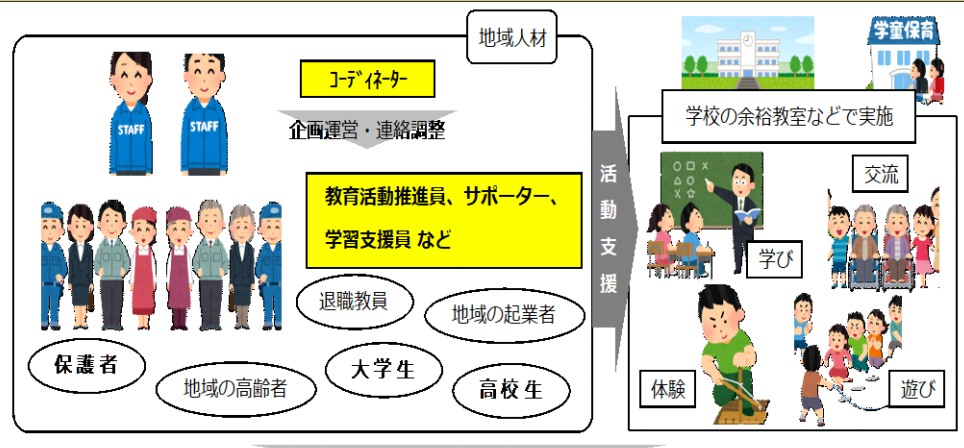
放課後子ども教室推進事業

地域未来塾事業

放課後子ども教室推進事業（①放課後子ども教室 ②土曜日・長期休業の子ども教室 ③地域未来塾）

地域未来塾事業 【地域人材の協力・参加】

地域未来塾ICT活用支援



学校、家庭、地域の連携により、子どもの未来づくりを推進

学習支援が必要な中学生等に対する
「学習習慣の確立」と「基礎学力の定着」

☆子育て支援に関わる人材の確保・育成①

【保育士修学資金等の貸付】

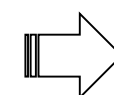
保育士の確保・育成

➤ 修学資金の貸付等により、保育士確保を進めます。

1 保育士修学資金貸付 ～学費などを支援～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、県内で5年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) ア学費60万円(年額) イ入学準備金20万円 ウ就職準備金20万円 エ生活費加算50.4万円程度(年額) ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る
2 保育補助者雇上支援 ～保育士の負担を軽減～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用を貸付けし、保育士の負担を軽減 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) ア 295.3万円(年額) イ 2人以上雇用加算221.5万円(年額) ※貸付期間は最長3年間
3 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 ～保育料の一部を支援～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料等の一部の貸付けにより再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) ア 保育料32.4万円(年額) ※貸付期間は1年間 イ 支援事業利用料12.3万円(年額) ※貸付期間は2年間
4 潜在保育士の再就職支援 ～就職準備金を支援～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸し付けにより保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 就職準備金40万円

- 1 5年間 (指定保育士養成施設等卒業者)
- 2 2～3年間 (その他)

県内の保育所等に勤務



返済を全額免除

☆企業等と連携した子育てと仕事の両立支援①

【アドバンスカンパニー認証】

多様な働き方の導入促進

➤ 積極的な企業訪問により、企業における仕事と子育て・介護等の両立ができる多様な働き方制度の導入を促進

多様な働き方の普及促進

多様な働き方実践アドバイザーが企業訪問を行い、多様な働き方制度導入の働きかけや「職場いきいきアドバンスカンパニー認証（アドバンス認証）」の周知、ワークライフバランスの啓発や「社員の子育て応援宣言」の趣旨説明、登録依頼を実施

アドバンス認証

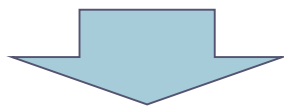
多様な働き方制度導入

社員の子育て応援宣言

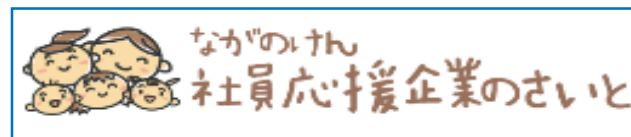
多様な働き方等の制度を導入し、実践的な取組を行っている「一歩進んだ」企業のみが認証される制度

仕事と家庭の両立ができる短時間正社員制度、在宅勤務制度等などの多様な働き方の制度を導入

企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立ができるような取組を宣言



専用サイトで情報発信



働く人

子育て中等の事情に合わせ、働き方を選択できる

企業

イメージの向上と採用力強化で人材の確保・定着

☆企業等と連携した子育てと仕事の両立支援②

【イクボス・温かボス（あったかボス）の普及】

理解ある上司と職場を増やします

- ▶「イクボス・温かボス（あったかボス）創出プロジェクト」の推進により子育てや介護と仕事の両立ができる職場環境の整備を目指します。
- ▶企業、団体等の事業者、管理職等が従業員や部下の仕事と子育て・介護の両立支援を「イクボス・温かボス宣言」し、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進に取り組みます。

「イクボス・温かボス創出プロジェクト」の推進

◆主唱 （一社）長野県連合婦人会
趣旨に賛同する県や団体が発起人となり、県内事業者、管理職等にプロジェクトへの参加を呼びかけ

◆目的 子育てや介護と仕事の両立ができる職場環境の整備と新たな形の「ケアの社会化」

◆内容

- ▶事業者、管理職等による「イクボス・温かボス宣言」
- ▶従業員等による「イクメン・イクウイメン宣言」
- ▶宣言者の実践活動等の情報共有
- ▶共同宣言（宣言者当面目標3,000人）



- 男性も女性も安心して働くことができる
- 若い世代の結婚と出産、子育ての希望が実現できる

イクボス・温かボス（あったかボス）宣言(例)

私は、従業員が安心して子どもを産み育てることができ、子育てや介護等の家庭生活と仕事を両立していくことができるように、ワーク・ライフ・バランスの構築を図り、従業員の仕事と子育てや介護との両立を支援していくことを宣言します。

(取組例)

- ・育児休業や介護休業を取りやすい仕組みを導入する。
- ・複数人による仕事の担当などの業務改善を行い、休暇を取得しやすくする。
- ・業務の効率化をさらに進め、時間外労働を減少させる。
- ・従業員へ休暇などの取得、短時間勤務制度の活用について積極的に声かけをする。
- ・従業員と個別に面談を行い、配慮すべき事情を把握する。
- ・子育てや介護など従業員の実情を考慮して業務分担を決定する。

平成28年〇月〇日

(企業名) ○○○○○○○○
(役職名) ○○○○
(氏名) ○○ ○○

【女性の就業支援】

働く女性を支援

- 出産・子育て等でいったん離職した女性を対象に、相談から就業までワンストップの再就職支援
- 出産・子育てを経ても働きたい女性の就業継続支援

子育て期女性の再就職支援

相談から就業までワンストップの支援

- ・市町村子育て支援センター等の身近な地域に相談員が積極的に出向く就業相談
- ・託児付きセミナー、託児付きインターンシップ

就職拡大イベント

従来男性が多い業種や職種で活躍する女性を、職場見学を通じて広く紹介

女性の就職応援サイト（ナガママ）

県、市町村や民間団体等の就業支援情報を総合的に掲載



子育て期女性の雇用を希望する企業と就職を希望する女性とのマッチング

企業向けセミナー

- ・効果的な求人発信
- ・仕事と家庭の両立がしやすい風土づくり
- ・職場定着のためのマネジメント など

セミナー
受講企業

企業説明会

マッチング

就業希望の
子育て期女性

働き続けたい女性の就業継続支援

県内企業の女性従業員を対象に業務スキル向上を目的としたセミナーを実施

➤ 妊娠から子育てまでを一貫して支援する体制の構築

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、市町村に「子育て世代包括支援センター」を設置（目標：平成32年度末までに全国展開）し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな支援を行うこととしています。

信州母子保健推進センター事業

県が設置する「信州母子保健推進センター」は、市町村が行う母子保健サービスの水準を向上し、妊娠から子育てまで一貫してきめ細かに支援が受けられる体制づくりを推進するため、市町村の取組を支援します。

○ 母子保健推進員（保健師）の配置（H28～）

母子保健の経験豊富な保健師を今後4圏域に配置し、技術支援を行う。

H28:2人

→H29:4人

（上田、飯田、大町、長野保健福祉事務所へ配置）



- ・市町村・保健福祉事務所への保健指導技術支援
- ・困難事例の支援への協力

○ 産後ケアアドバイザー（助産師）派遣事業（H28～H29）

地域の助産師を市町村へ派遣し、妊産婦保健指導の充実、産後ケア事業整備に向けた支援を行う。



○ ハイリスク妊産婦情報共有ツール普及推進事業（H28～H29）

支援が必要な妊産婦等を早期に支援を開始するため、産科医療機関と市町村が情報を共有する「新生児・妊産婦連絡票」を普及する。

【子ども支援センター】

子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口を運営し、関係機関等と連携しながら子どもたちを支援しています。

子ども支援センターの役割

- 「子どもの相談窓口」の運営
- 「子ども支援委員会」の事務局（人権侵害の救済に係る調査等）
- 子どもに関する様々な相談窓口（児童相談所、市町村、民間団体等）のネットワーク化

子ども支援委員会の役割

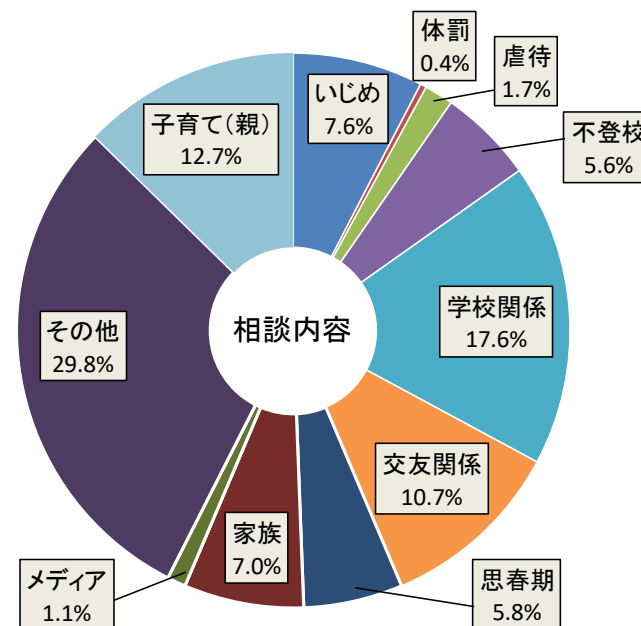
- ・人権侵害の救済に係る調査審議
- ・子ども支援センターへの相談等について助言

次の方法で相談することができます。

- 電話
 - ・子ども専用ダイヤル（無料です）
 - ・大人用
- ファクシミリ
- メール
- 面談（予約制）

平成28年度は828件の相談がありました。

- 相談者では、
 - ・児童本人からの相談が50.4%
 - ・児童本人のうち、中学生26.9%、高校生18.0%の順に多い。
- 相談内容では
 - ・学校関係17.6%、子育て12.7%、交友関係10.7%の順に多い。



▶貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯が多いひとり親家庭等に対する生活・就労支援策を拡充します。

ひとり親家庭への生活支援事業

①ひとり親家庭等生活・学習支援事業

ひとり親家庭の小・中学生の児童に対して、公民館等を活用した通所型の会場において、大学生等のボランティアによる学習支援及び生活習慣定着支援を実施します。

②親と子のいきいき講座事業

ひとり親家庭を対象にしつけや健康づくり等の生活指導を行うための講座を開催します。

③ひとり親家庭等ワンストップ相談会モデル事業

子育て、生活などについてひとり親家庭等が抱える多様な課題を無料相談できる機会を設けます。

ひとり親家庭への就労支援事業

①高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が専門性の高い資格取得を目指して、1年以上のカリキュラムの養成機関へ入学したとき、生活費用として毎月最大10万円（上限3年）を給付します。

②高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金支給対象者に対して、養成機関の入学準備金（上限50万円）、資格取得後の就職準備金（上限20万円）を返還免除条件付きで貸付します。

③自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の親が、県が指定する1か月以上1年未満の教育訓練講座を受講し修了したとき、受講料の6割相当額を給付します。

④母子家庭等就業・自立支援センター事業

県内4保健福祉事務所（上田・伊那・松本・長野）及びこども・家庭課に就業支援員を配置し、一貫した就業支援を実施するとともに、就職に有利な技能習得・資格取得を目的とした講習会等を開催します。

☆ 困難を有する子ども・若者への支援について

【社会的自立支援】 【個性を伸ばす教育】

子どもの個性を伸ばします

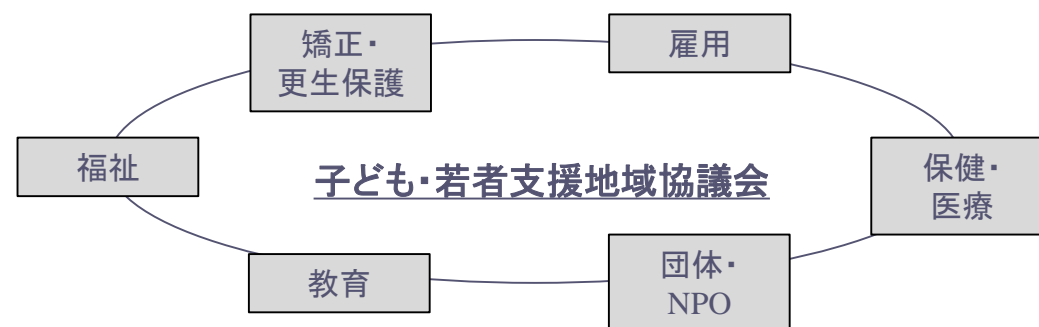
➤ 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者の社会的自立をサポートする団体に対する支援を充実させるとともに、発達障がいのある子ども・若者の個性を伸ばし、自信や自尊心を育むという視点を重視した支援方法について研究し、長野モデルの構築を目指します。

困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業

不登校やニート、ひきこもり等、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する団体への助成を行います。

また、そういった困難を抱える子ども・若者を支援する機関同士の密接な連携が図られることを目的とし、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」を運営します。

子ども・若者支援地域協議会イメージ



子どもの個性を伸ばす教育研究モデル事業

発達障がいのある子ども・若者に対し、個々の適性や興味に応じた指導により個性を伸ばし、自信や自尊心を育むという視点を重視した支援方法について、教育委員会等と連携して研究し、長野県モデルの構築を目指します。

給付型

高校生等奨学給付金

私立高等学校等奨学のための給付金

制度創設	平成26年度		平成26年度	
目的	国公立高等学校等の授業料以外の教育費を支援し、経済的負担の軽減を図る。		私立高等学校等の授業料以外の教育費を支援し、経済的負担の軽減を図る。	
対象者	生活保護世帯、市町村民税所得割非課税世帯		同左	
支援内容	生活保護世帯（全課程）	年額 32,300円	同左	年額 52,600円
	非課税世帯（通信制以外）第1子	年額 75,800円	同左	年額 84,000円
	〃 第2子以降	年額129,700円	同左	年額 138,000円
	非課税世帯（通信制）	年額 36,500円	同左	年額 38,100円
返還	返還不要		返還不要	



貸与型

①高等学校等奨学金

②高等学校等遠距離通学費

③高等学校定時制通信制課程就学奨励金

目的	向学心を有しながら、経済的理由により修学が困難である者の修学の奨励及び通学費の負担の軽減を図る。		勤労青少年の高等学校定時制・通信制課程への修学を促進する。
対象者	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、世帯収入が生活保護法の規定により算定した基準額の1.5倍以下の世帯等	家計支持者の収入が基準額以下等	世帯収入が生活保護法の規定により算定した基準額の1.5倍以下の世帯&経常的収入を得る職業に就いている&①の貸与を受けていない等
支援内容	公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円	月額 通学費等の月額×7/10 (上限26,000円)	月額 14,000円
償還期間	卒業後1年据置、貸与期間の3倍の期間	卒業後1年据置 貸与期間の3倍の期間	卒業した場合は、返還免除
利子	無利息	無利息	無利息

☆子どもの貧困対策② 【教育費負担の軽減（大学等）】

大学への進学を支援

給付型

県内大学進学のための 入学金等給付

〔ルートイングループ寄附金等活用〕 飛び立て若者！奨学金給付

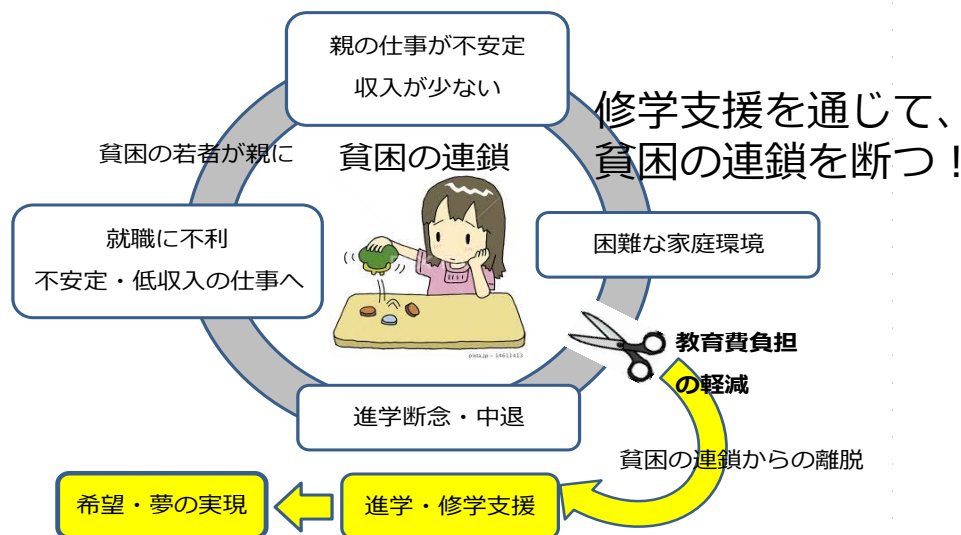
〔ルートイングループ寄附金等活用〕 県内大学修学のための奨学金給付

制度創設	平成26年度	平成27年度	平成28年度
目的	経済的な理由で大学・短期大学への進学が困難な生徒を支援し、県内大学・短期大学への進学を促す。	親がいない又は親との関係が希薄等の理由により、進学の道が閉ざされがちな環境にありながら、大学、短期大学、専門学校等で学習する意欲ある者を支援する。	経済状況から就学に困難を抱える県内大学等の学生を支援する。
対象者	市町村民税非課税世帯等で、高等学校等の学習成績の評定平均値が3.5以上など	満16歳から満18歳に達する年度の間、児童養護施設等へ措置を受けたことのある者で、満21歳に達するまでに大学等に入学した者など	県内高等学校等卒業で、県内大学等に在学&市町村民税非課税世帯&高等学校等の学習成績の評定平均値が3.5以上
支援内容	受験料、入学金 30万円以内	月額 50,000円	年額 文系150,000円 理系250,000円
返 還	返還不要	返還不要	返還不要

貸与型

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付

制度創設	平成28年度
目的	児童養護施設の退所者等の円滑な自立を支援する。
対象者	児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者で、大学等へ進学する者
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃 正規の修学年数 ・生活費 月額50,000円
返 還	5年間就業継続した場合 免除



▶スクールソーシャルワーカー（SSW）が専門機関と協力して、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある「子どもが抱える家庭的な問題」の解決に向けて総合的な支援をします。

スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

専門機関

県・市町村 福祉事務所	市町村 子育て支援担当課	県 保健福祉事務所	医療機関
市町村 生活保護担当課	県・市町村 保健福祉センター	障がい者総合支援センター	児童相談所
生活就労支援センター	県 ひきこもり支援センター	特別支援学校	警察署

関係機関からは見えにくい！

SSWのコーディネートによる専門機関の協働支援
（要保護児童対策地域協議会等の活用）

家庭

- ・保護者の健康問題
- ・家庭内不和
- ・貧困 など

保護者

子ども

問題行動として表出！

学校

担任や養護教諭が子どもの困り感を発見！

情報共有

発見

教職員

・長期欠席、暴力、いじめ など

子ども

発見

学校だから変化に気付く！

支援に必要な専門機関を
コーディネート

SSWは福祉に関わる総合的な知識を有する専門家！

《世代を超えた貧困の連鎖を断ち切る》
学校をプラットフォームとして、
子どもの貧困対策を推進します！

☆様々な視点による子育て支援の充実①

【子育て支援情報発信】

子育てに役立つ情報の入手

- ▶県や市町村、NPO等の子育て支援団体が行き組む子育て支援情報（施策・イベント等）を発信する専用サイトが開設されました。
- ▶県の子育て支援情報の発信強化のため、「ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗検索サイト」のリニューアル等を行いました。

県と市町村の子育てに関する情報の一元的な発信

【子育て支援情報を発信する専用サイト】 （ながの子ども・子育て応援県民会議ホームページ）

・県や市町村、NPO等の子育て支援団体が、様々な活動や支援情報を自ら発信する専用サイトが開設。



各自治体や団体の子育て支援情報を一元的に発信できるポータルサイトに！



※URL:<http://nagano-kosodate.net/info/>
（「ながの子ども・子育て応援県民会議」ホームページ内）

【ながの子育て家庭優待パスポート事業】 （県民会議ホームページよりリンク）

- ①協賛店舗検索サイトが使いやすくなりました
 - ・パスポートが使える協賛店舗の位置が表示！
 - ・多子世帯プレミアムパスポートを利用できる店舗や他都道府県のパスポートをお持ちの方が利用できる店舗を簡単に検索可能！

※URL:<http://pass.nagano-kosodate.net/ksearch/>

- ②店舗検索アプリが利用開始となりました
 - ・外出先でスマートフォンでの店舗検索が可能に！
 - ・現在地周辺の店舗や目的の店舗までのルート検索が可能に！



※iphone版、android版があります



☆ 様々な視点による子育て支援の充実②

【信州やまほいく】

自然保育で幼児期の豊かな育ちを支援

長野県は、全国に先駆け「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」をH27年度よりスタートしました。

自然保育の普及を県内外に広くアピールし、子ども達の豊かな幼児期を支える保育・幼児教育を積極的にサポートします

信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度

基本理念（幼児期からの豊かな体験活動を推奨）

- ★「信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用し、屋外を中心とする様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育」を自然保育と定義
- ★乳幼児期の育ちに不可欠な豊かな「体験活動」を通じて、子どもが自己肯定感を高め創造性や社会性など「生きる力」を育むことを目指す

自然保育は
「未来へ投資する」
子育て支援！

特長（保育・幼児教育の多様性尊重と交流促進）

- ★認可の有無、公私立問わず、多様な保育・幼児教育団体が幅広く参加できる
- ★園のスタイルに応じ「特化型」か「普及型」が選択できる
- ★安全管理中心とする7つの領域の「24基準」を県が独自に定め、自然保育の質を担保
- ★認定園の保育内容の「見える化」と、保育者の交流や人材研修等の支援を県が推進

“非認知的能力”の
早期獲得が重要
J・ヘックマン
(ノーベル経済学賞受賞)

創設の背景（子どもの自己肯定感の向上と信州らしい子育て支援）

- ★自然豊かな長野県の環境を子育てや幼児教育に活かしたい（全国4位の県土の広さと、その8割を占める森林）
- ★県内の「森のようちえん」「野外保育園」等（園数は全国最多）の社会的認知を高め、支援策を図りたい
- ★学齢が上がるにつれ低下する「子どもの自己肯定感」を向上させたい

認定のメリット（県による認定園の人材育成と県内外へのアピール）

- ★交流研修会や専門研修等の人材研修、認可外保育施設への人件費助成他、様々な支援を拡充
- ★自然保育ポータルサイト発信、各種メディア、イベント等で認定園を積極的にアピール

自然保育ポータルサイト
「信州やまほいくの郷」

www.shizenhoiku.jp

進捗と展望（全県への普及と県外からの移住交流促進）

- ★H29年4月現在、**111**の認定園が誕生（公立79園、私立32園）H31年度までに230園以上の認定を目指す
- ★首都圏からのアクセスの良さを活かし、子育て世代の移住交流（IJUターン）につなげたい
- ★子育て本来の楽しさが実感できる保育・幼児教育を普及させ、少子化傾向の改善につなげたい

詳しくは

☆様々な視点による子育て支援の充実③

【NPO等との協働】

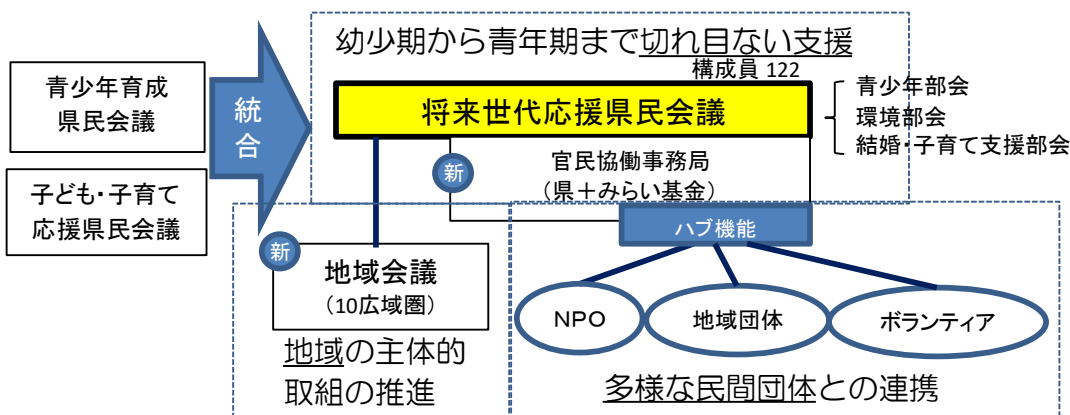
官民協働で子ども・子育てを支援

▶地域における子育て支援の取組を広げるため、子ども・子育て支援に取り組んでいる方々の課題や意見をお聞きし、官民協働による子ども・子育て支援の充実を目指します。

長野県将来世代応援県民会議

幼少期から青年期まで切れ目ない支援体制を構築するため、平成29年6月に「長野県青少年育成県民会議」と「ながの子ども・子育て応援県民会議」を発展的に統合し、「長野県将来世代応援県民会議」を設置しました。

県内の経済、労働、医療、福祉、教育等の幅広い分野の団体や行政機関等が、ネットワークを構築し、官民協働でオール信州の取組を実践します。



地域プラットフォームの構築

県、市町村、NPO、関係機関、支援団体、民間企業及びボランティア等の多様な主体により構成され、地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進するための連携・支援組織である「地域プラットフォーム」を地域振興局ごとに構築・運営します。

様々な主体が適切な役割分担のもとで地域の実情に応じた「信州こどもカフェ」を設置するための体制を整備・支援していきます。



- ① 意欲や関心のある個人・団体の出会いの場
- ② カフェ開設の課題解決（会場確保、地元との調整等）
- ③ 参加者の役割分担、連携体制等の決定
- ④ 支援を必要とする子どもへの周知、取組の情報発信